

霧島国際音楽ホール託児施設運営要領

第1 目的

霧島国際音楽ホール（以下「みやまコンセール」という。）の自主公演（ミニ・コンサート、霧島国際音楽祭を除く。以下同じ。）において、未就学児を一時的に預かる託児施設を設置することで、保護者に音楽を聴く機会を提供する。

第2 託児施設利用の対象とする未就学児

- (1) 保護者が自主公演の鑑賞者であること。
- (2) 利用対象は未就学児で2歳以上とし、公演ごとに別に定める。
- (3) 託児定員は9人とする。

第3 託児施設の開設時間

自主公演の開演30分前から終演30分後までとし、延長は行わない。

第4 託児施設の利用料

利用料は、1公演につき未就学児1人につき1,000円とする。なお、預かりを中断した場合でも、原則として返金はしない。

第5 託児施設の利用手続き

- (1) 託児施設の利用を希望する保護者は、別記「霧島国際音楽ホール託児施設利用規約（以下「利用規約」という。）」に同意の上申込みをするものとする。
- (2) 利用申込みは、自主公演のチケット発売開始日から公演日の1か月前までに「託児施設利用申込書（様式1）」（以下「利用申込書」という。）に必要事項を記入し、来館または郵送、ファックス、メールにより、みやまコンセールに申込みを行う。申込内容の変更または取り消しを行う場合も同様とする。
- (3) 申込みは、定員に達し次第締め切る。ただし、託児施設を開設する場合であって、自主公演当日までに定員に達していない場合は、定員に達するまで受け付けることができるものとする。
- (4) みやまコンセールは、「利用申込書」の内容審査を行い、保護者へ受理、不受理を連絡するものとする。
- (5) みやまコンセールは、申込みを受け付けた場合または変更、取り消しがあった場合は、「託児施設利用申込台帳（様式2）」に記載して管理するものとする。
- (6) 利用申込みの受理の連絡を受けた保護者は、自主公演日に利用規約の同意書に署名の上、託児施設利用料を支払うものとする。なお、利用規約の同意書に署名がない場合は、託児施設の利用は認めない。

第6 託児業務に従事する職員

- (1) 託児業務に従事する職員は、臨時職員（以下「託児臨時職員」という。）とする。
- (2) 従事する託児臨時職員の数は2人とし、そのうち1人は保育士、看護師または准看護師のいずれかの資格を有する者とするほか、保育園で補助員として3年以上の託児経験を有する者とする。
- (3) 託児臨時職員は「利用申込書」により保護者から未就学児の健康状態などの聞き取りを行い、適当と判断した場合は託児を受け付ける。
- (4) 託児臨時職員には、従事した時間に応じて別に定める賃金を支払う。

附 則

この要領は、平成29年11月2日から適用する。

この要領は、令和8年年4月1日から適用する。